

KNC NETWORK NEWS

2018年6月23日 発行

経営一言:「あれから40年」「中高年の皆さま、近ごろ笑ってますか。笑いは一番ラクな健康法。夫婦げんかの特效薬。」（綾小路 きみまろ 漫談家・お笑いタレント）
—所長コメント:2015年での平均結婚年齢は、夫31才・妻29才です。そして、40年経つと、71才と69才となります。40年間、同じ屋根の下では変化も新鮮さも無くなってしまいます。そこで、共通の話題(笑題)は笑いと思います。大いに笑って生き(行き)ることです。—



(有)北野財務システム
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島7-1-26
オリエンタル新大阪ビル707号
TEL:06-6304-7857・FAX:06-6304-8851
<http://kncc.co.jp>

気になる記事:電子決済、アジア加速。中国お年玉、タイの屋台

アジアで売買や贈与に現金を用いない「キャッシュレス」が進展している。中国では赤い紙で現金を包んで渡すのが習慣だった紅包(お年玉)のキャッシュレス化が進んでいる。タイの屋台街や露店では、QRコードを用いたスマホ決済が可能な店舗が増えている。慢性的な渋滞が課題のインドネシアでは、自動車や二輪車の相乗りサービスが現金を介さず利用できるのが一般的だ。アジアの新興国でキャッシュレスの取引件数の平均伸び率は15~20年に30.9%と、世界平均(10.9%)を大幅に上回る見通しだ。アジアの新興国では政府主導で電子決済の後押しが進むのも特徴だ。税金を捕捉するのが容易になるのに加え、硬貨の製造コスト、回収などの管理コストを削減できる利点があるからだ。

大学院で社員研修、課税仕入れの範囲 《税務》

社員研修の一環として、大学や研究機関、ビジネス学校などに社員を派遣しているとき、派遣先(大学など)に支払う授業料や受講料は、法人税を計算する上では基本的に教育訓練費として損金算入できます。ただし、消費税の課税仕入れとなるかどうかは状況によって判断が必要になります。

まず、大学(院)など、学校教育法第1条に規定する学校で単位を取得するような正規の授業の聴講については、消費税法上の「教育として行う役務の提供」とされ、授業料や聴講料は非課税とされます。そのため会社が支払う授業料は課税仕入れになりません。

ただし、公開講座など世紀の科目でないものには消費税がかかるため、課税仕入れとなります。また、大学などに設置される研究機関での研修でも、その研修が非課税の対象となり、授業料は課税仕入れです。外国語学校やビジネススクールでの研修学年が1年以上で、その1年間の授業時間が680時間以上であれば、消費税は非課税となっているため課税仕入れにはなりません。

消費税の中間申告、納税義務がなくても申告可能か 《税務》

「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出することで、自主的に消費税の中間申告・納付をすることができます。

地方消費税を除く前年度の確定消費税額が48万円以下の事業者は、中間申告と納税の義務がありません。中間申告・納税をする際は税務署に届ける必要があります。

なお、任意で中間申告をする旨の届出をした事業者が、申告書を提出期限までに出さないと、中間申告を取りやめる旨の届出書の提出があったともなされ、中間申告に基づく納付が認められなくなります。

前年度の確定消費税額が48万円を超える会社は、消費税と地方消費税を上半期終了後に支払う「中間申告」が義務付けられています。申告と同じ期限までに、前年の確定消費税額の半額を納付しなければなりません。

社内融資の利息 《税務》

社員や役員に対する融資制度の導入で、注意しなければならないのが利息の設定です。役員や従業員向けの貸し付けであるため、人情の厚い経営者ほど無利息もしくは極めて低利で貸し付けてあげたいと考えるものですが、実際には一定の利息をとらないと借りた側への給与として課税されることになってしまいます。同じ会社で働く仲間から利息を取るの、なんと世知辛いと感ずるかもしれませんが、会社のサービスで税金で取られるくらいなら、従業員だって会社に利息を払った方が気分はいいでしょう。給与課税されないだけの利息の率は、貸し付けた金の出所と時期によって異なります。まず会社がどこから借りてきて、その金を社員などに貸し付けたものであれば、その借り入れた利息がそのまま適用されます。一方、会社の自己資金を使った場合は貸し付けた時期によって利率が異なり、2010年から13年の間の貸し付けであれば4.3%、14年中でなら1.9%、17年は1.7%などとなっています。

なお、上記の利率以下であっても、①災害や病気などで臨時に多額の生活資金が必要となった役員または使用人に、合理的と認められる金額や返済期間で貸し付ける金銭、②会社で合理的な貸付利率を定め、この利率によって貸し付ける金銭、③上記の利率と貸し付けている利率との差額分の利息が1年間で5千円以下である場合には、給与として課税されることはありません。

値上げか、据え置きか 《経営》

井原西鶴著『世間胸算用』に、蛸を売り物にする魚屋が登場します。日頃は蛸の足を1本切って売り、切り取った足は煮売屋に売って儲けていました。誰も気づきませんでした。ある年末に足を2本ずつ切って6本にして売っていたら遂に露見し、「足切り八助」という評判が立ち暮らしの種が上がったりになりました。

デフレ経済が長く続いたためか、国民全体が値上げに対する抵抗感が強くなっています。原材料や人件費等のコストが上がっても、商品価格の値上げが簡単ではありません。その苦肉の策が、価格を据え置いたまま1品当りの分量を減らしたりして、収益を増やそうとすることです。蛸1匹の値段をそのままに、足を1本か2本切る行為と類似します。

さて、商品価格を据え置きで分量を減らしたりする行為は、正当な価格表明と言えるのでしょうか。当然、事業者は「分量調整による価格据え置きだ」と言うかもしれませんが。本当は値上げをしたいが、消費者の需要を落とさないのではありません。冒頭に紹介した「足切り八助」は蛸の実物を見せながら売っているものの、足が6本又は7本の蛸とは表明していません。足を1本又は2本ずつ切って蛸1匹の値段で売る行為(現代流に言えば、不当表示)は、不当な儲けと言われても仕方がないでしょう。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikei@kncc.co.jp

までお寄せください。